



## 本尊の贊文年代に就て

鈴木 文 亮

古來日蓮聖人の本尊を研究するに際してその曼荼羅に對する學者の考察的態度は必ずしも一樣であつたとは云へないが、併しながら大體に於てその形式的研究の方面から見ならば曼荼羅の圖式に對して常に三種の異類を分判して考察するの風潮が夙くから存したことは讀者の最もよく知るころであらう。三種とは即ち文永式、建治式、弘安式と稱するものであつて古來の學者はその多くが是等三種のうちを於て文永建治の本尊と弘安已後に於ける本尊との形式的相異やその贊文年代の不同を比較することから直ちに本尊の價值内容の優劣にまで論及して是れが校量穿鑿に甚だつこめたものである。

今その圖式に對する形式的研究の價值批判は且く措いて茲はたゞ贊文年代のそれに就て少しく吾人の管見を披瀝して見たいと思ふ、と云ふのはこの問題は單に古來の學者が著しく力を致したと云ふばかりでなく吾人を以てするならばかゝる形式的研究の偏重からそが價值問題にまで論及して遂に聖意を揣摩するに至つたと云ふことは、それがたゞに戲學的弊害のもたらした結果と考へらるゝばかりでなく『本尊に迷ふは才能ある畜生なり』とまで嚴誡せられた聖慮に鑑みてまことに忍びがたいものがあるからである。

年代計算に對する日蓮聖人の見解は、云ふまでもなく傳教大師の著作であるところの「末法燈明記」に記された二説、所謂周異記の説である周の穆王三年説と春秋の共王四年説との中ではその前者を取るものであつて、今この説に従ふならば「燈明記」の著作年代即ち延暦二十年は佛滅後一七五〇年に相當するから、日蓮聖人の誕生は二一七一年に當り建長五年の清澄開教は二二〇二年佐渡の流摘は二二二〇年「觀心本尊鈔」の

述作並に本尊曼荼羅の始顯は正しく二二二二年に相當する、從つて身延入山は二二二三年弘安五年の鶴林入滅はまた實に二二二一年に相當することゝなる。

然るに今齎つて本尊曼荼羅の贊文年代を拜するとき概して文永建治の比になれるものには佛滅後二千二百二十余年（始顯は二二二二年）と認められてあり、その弘安元年已後のものには佛滅後二千二百三十二年（弘安四年が二二三〇年）と記されてあるところから、爰に是等兩者の相異が端なくも學界に疑念を生み學者はために種々の憶説を立て相争ふこと久しきに亘り遂に今日に至るも尙はその歸趣するところを見出しがたきに至つたのである。

今これに對する學者の見解中その主なるものを列擧すれば次の如くである。

身延日朝師曰く、

文永建治の本尊に廿餘年と云ふは是は未再治の本尊なるが故なり、弘安涅槃の時分に卅餘年と云ふは再治定の本尊なるが故なり。云々

和語日相師曰く、

建治年中の本尊には二千二百二十餘年と云ふべし、弘安四、五年の本尊には三十餘年と云ふ勿論なり、然れ共建治弘安身延住居の時は自行證得の御本意も正しく顯れたれば、彼の時代の御本尊を手本とし當時の衆も三十餘年と書き給ふなり。云々

啓蒙日講師曰く、

或る鈔に曰く、二十餘年とあるべきを三十餘年と遊ばせる事は甚深の子細有之、又京都本國寺弘安元年七月の本尊に二千二百三十餘年と遊ばし、又下總峯日辨授與の弘安二年四月の大本尊にも二千二百三十餘年とあり、今云く、二幅の本尊の授與書に就ては尤も深意あるべき歟、諸山列聖別しては平賀代々の本尊に多く三十餘年とあるは、元祖自行御所證の御本意の顯はれ畢る時を定規とせる意なるべし。云云

扶老日好師曰く、

總て宗祖の本尊を見るに二百三十餘年と、又二百二十餘年とあり、唯此の二なるのみにして餘は之なし文

永九年壬申は正しく二千二百二十一年なり、故に本尊を圖するときの始めは文永九年以後なるべし、三十餘年の語は弘安五年是れ三十一年なれば此年に云ふは然るべし、自余の年に三十余年とあるは文字の誤りなるべし。云々

小林日董師曰く、

弘安元年以後の本尊は二佛四菩薩のみにして善徳及び分身佛を書し給はず、是の如きは實に本門正宗の本尊なるべし、故に先師も文永建治の本尊と弘安元年以後の本尊とを別け隨他意隨自意の二とせり、弘安元年以後の本尊には必ず特に佛滅後二千二百三十餘年と書し給ふ聖意思ふべし。云々  
嶋村日正師曰く、

贊文——廿余年——隨他——廣宣流布——在世——弘通の始  
卅余年——隨自——無令斷絶——滅後——弘通の後

以上の如く古來多くの學者が各自その説を立て遂に本尊に對して、隨自隨他、末再治再治定、自行所證の本意不本意、在世滅後等の分別を生ずるに至つたのである。今若し本尊の價値にして果して是の如くであるとするならば、文永十年佐渡の述作にかゝる『日蓮が當身一期の大事』と宣べられた聖人終翳の極説たる『如來滅後五五百歲始觀心本尊鈔』は遂にまた末再治隨他末所証の方便説となり終るの外はないものと云はねばならぬ。何となれば同年始顯法華經本門の大曼荼羅は實に觀心本尊鈔の大事たる壽量品の肝心妙法蓮華經そのものを顯發圖現せられたものであるが故に、そこには本尊鈔を離れて本尊があり得ないと同時に、また本尊以外に本尊鈔の生命及び其規模はあり得べからざるが爲である。従つて又若しも本尊鈔以外にそれとは全く關係なしに獨立した本尊の生命價値を確認しやうとする學者があるとするならば、それは單り聖意に背戾するのみならずかゝる不合理の見解は吾人の知的要求とは全然相容れないものと云はねばならない。之れに反して本尊と本尊鈔との關係を上如く密接不離のものと考へやうとする吾人の見解にして果して誤りでないとするならば、弘安已前即ち文永十年の始顯本尊がその弘安元年以後即ち弘安式ならざるが爲と云ふ、或は又贊文年代が佛滅二千二百二十余年と云ふ條件のもとに末再治隨他意なりと斷定する以上、その能證たる本



撰持鈔 (建治元年) (同一二三五)

佛滅後二千二百三十九年が間。云々

弘安以後に於て三十余年とあるを以て其の本尊が再治定であり隨自意であるとの義を附すべきであるならば建治年間に於ける上記の諸御書に認められたる三十余年云々の年代用語例は是れを如何に處理すべきであらうか。云ふ勿れ本尊と御書と其意異ると、既に前述の如く本尊鈔、日女鈔等は共に本尊の顯現に就て云ひ殊に本尊問答鈔の如き具に本尊末曾有の義を論ずるものあるに於ておやである。又假りに一步を與えてたとへ後に具に擧ぐるが如く弘安元年已後の御書が多くの場合三十余年の數を用ひたることを容認するも、これとて中には或は正確に年代に合するあり或はその甚だしきに至つては五百年の數を用ふるありて一定せず、爰に於てが既に弘安以前に於て三十余年云々の用語ある點等を綜合批判するときそれ等の凡てが大數に約したものであることは愈以て明白な事實と云はねばならない。

そこで吾人は更に是等を裏書せんが爲めに重ねて遺文中大數に約して用ひられたる他の諸例を摘録して御目にかけてやう。

妙密上人御消息 (遣一四三〇)

二千二百二十余年の時に生れ。云々

(聖人誕生は滅後二千七百七十一年なり)

千日尼御前御返事 (弘安元年) (滅後二二二七年)

佛滅後既に二千二百三十九年になり候。云々

妙法尼御返事 (同)

佛御入滅ありては既に二千二百二十七年。云々

佛滅後既に二千二百二十七年になり候。云々

四條金吾殿御返事 (同)

佛滅度後二千二百三十九年になり候。云々

本尊問答鈔(同)

二千二百三十余年か間一閻浮提の内に未だ弘めたる人候はず。云々

九郎大郎殿御返事(同)

佛御入滅ありては二千二百二十余年なり。云々

寶輕法重事 (弘安二年)(滅後二二二八年)

佛滅後二千二百余年。云々

可延定御書 (同)

後五百歳二千五百余年の時。云々

治病大小書 (弘安五年)(滅後二二二一年)

佛の御入滅より今に二千余年が間。云々

以上に於て是れを見るべき、等しく弘安元年に於けるもの或は二千二百三十余年、或は二千二百二十七年に於けるが如き單に二千余年と云へるのみではないか。

是の如く通觀し來れば日蓮聖人の年代用語例に對する一般を知ることが出来ると共に、其の多々は大數に約して用ひられたものであつて、弘安元年に於ける「妙法尼御返事」の如く二千二百二十七年と正確に引用せられたものは極めて稀であつて寧ろ例外として見るも可なりであらう。従つて其等の年代は全くその引用の目的を妨げざる範圍に於て最も概算的に使用せられたものであることは極めて明確な事實となる譯である。然るに偶々弘安年間に於ける本尊書式にして共贊文の多くが三十余年と認めある點から、遂に聖人の内面生活にまで臆惻を廻らし、且つは本尊其ものの價値内容に對して種々の區別輕重を付し、偏執的皮相的批判を試むるが如きは寧ろ磅礴傳會も甚だしき沙汰と云はねばなるまゐ。もと已に贊文の意義たる本尊の正像未有を表すと共に、そが末法正依たる所以のものを反照するにありとするならば、三十余年とあるを數字の誤りとする日好師の説の如きも明かに獨斷であつてまた吾人の與せざるところである。(完)